

令和 5 年度東大阪市地域研究助成金事業
研究成果の今後の活用について

研究テーマ	東大阪市税条例の市民税減免事由の「あるべき姿」に関する考察
担当部署	税務部 市民税課

研究概要	東大阪市においては、従来、毎年度の市民税減免率が相対的に高いのではないかという問題意識が共有されてきた。全国 53 市へのアンケート調査の結果を参照しつつ、市税条例及び市税条例施行規則に定められた市民税の各減免事由に関する規定の合理性、ひいては「あるべき姿」について考察し、その結果を提言する。
研究成果	アンケート調査の回答の概括的分析、減免率の観点からの深掘り、市（町・村）税条例（例）の拘束性、各減免事由の合理性といった観点から考察が行われた。各減免事由において、合理性が認められるものや合理性に疑問があるもの、見直しを要するもの、必然性に乏しいものなど各減免事由に学術的な観点からの提言が示された。
今後の活用	本研究により、他市との比較や、新たな視点として学術的な観点での考察から、各減免事由についての提言が示された。今後は、この提言を参考に担税力、公益性、租税負担の公平など様々な視点から、本市減免制度のあるべき姿について検討していく。